

BusiNest「ハンドメイド創業コース」利用細則

(総則)

第1条 本細則は、「BusiNest 利用規約」第15条の規定に基づいて定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）がBusiNestにおいて実施する「ハンドメイド創業コース」に参加する者（以下「利用者」という。）に対し適用するものとする。

(支援の内容)

第2条 機構がBusiNestにおいて実施する支援内容は以下のとおりとし、具体的な内容は利用者と相談の上、個別に決定するものとする。

- 一 各種セミナー・テスト販売の開催
- 二 ハンドメイド創業コース期間中での個別相談と交流会等の参加
- 三 創業支援情報の提供

(利用者の資格)

第3条 利用者は以下のいずれかに該当する者とする。

- 一 自らのハンドメイド商品でテスト販売に参加できる個人・個人事業主
- 二 自社のハンドメイド商品でテスト販売に参加できる法人

(利用料)

第4条 「ハンドメイド創業コース」の利用料は無料とする。なお、利用者の希望により、第5条に規定する利用期間に限り、利用者は機構が提示する利用条件に同意し、スペース利用料を支払うことで、下記スペースを利用出来るものとする。

(スペース利用料)

ブースオフィス	2,000円/月
個室（小）	4,000円/月
個室（中）	8,000円/月

- 2 スペース利用料については、初回振込では2か月分を機構が指定する口座に振り込み、その後は毎月振込払いとする。なお、利用者の申し出により途中でスペース利用が終了する場合でも、機構は受領済みのスペース利用料について返還は行わないものとする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、第2条各号に定める支援を受ける期間とする

(共用スペースの利用)

第6条 利用者は、BusiNest 及び東京校内の以下の共用スペース等を、第5条に規定する利用期間に限り利用することができるものとする。

- 一 会議室
- 二 交流コーナー
- 三 ビジネスコーナー
- 四 セミナールーム
- 五 展示コーナー
- 六 コワーキングスペース

七 東京校内にある読書室、食堂

- 2 会議室等の利用を希望する者は、事前に受付に申し出なければならない。
- 3 セミナールームの利用を希望する者は、事前に利用申込書を提出しなければならない。
- 4 共用スペースの清掃は機構が行うものとする。

(機器等設置の制限)

第7条 利用者は、自己の機器等を共用スペースに放置してはならない。

- 2 機構は、第1項の機器等が盗難、紛失、事故等にあつたとしてもその責任を負わないものとする。

(カードキーの管理)

第8条 機構は、利用者に対しカードキーを原則として1枚貸与するものとする。

- 2 利用者は、貸与されたカードキーについて責任を持って管理し、他者に貸与し、譲渡し、又は複写してはならない。
- 3 カードキーを紛失した場合は直ちに機構に連絡するものとする(再発行は有料)。
- 4 利用者が利用を終了する際には、カードキーを機構に返還しなければならない。
- 5 カードキーの取扱については、別途定めるものとする。

(車両等の乗り入れ)

第9条 利用者は、第5条に規定する利用期間に限り、事前の申請により BusiNest 共用駐車場を利用することができるものとする。

(その他)

第10条 本細則の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は利用者の全部に及ぶものとする。

- 2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を利用者に通知し、変更後の細則を利用者に交付するものとする。

附 則 本細則は、令和5年7月1日から実施するものとする。